特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	任意予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、任意予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I	基本情報			
п	特定個人情報ファイルの概要			
(別	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目			
ш	リスク対策			
IV	7 開示請求、問合せ			
v	評価実施手続			
(,				

I 基本情報

基本情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	任意予防接種に関する事務					
②事務の内容	品川区では、区民の健康を守り、感染症の蔓延を防止するために、予防接種法に規定されていない、任意の予防接種(以下「任意予防接種」という。)に対して、接種費用の助成を行っている。 任意予防接種の対象者へは、予防接種の案内を個別発送し、助成対象期間、契約医療機関一覧、防接種を受けるに当たっての注意事項等を周知している。 また、任意予防接種を実施した住民の記録を予防接種システムにて管理し、実施した任意予防接種類、接種回数、接種日等を記録している。住民の任意予防接種の実施記録を正確に管理することで、住民の接種状況を把握している。 品川区では、区独自利用の事務として、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①定期予防接種対象者へ個別発送する案内に、任意予防接種の案内、契約医療機関一覧を封筒に同封し、対象者へ周知 ②任意予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③予防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③下防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③下防接種を実施した者の実施記録を予防接種システムへ登録 ③下は発生の能力を対象を予防接種を表している。					
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満					
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム					
システム1						
①システムの名称	予防接種システム					
②システムの機能	①対象者抽出機能 : 予診票を発送する定期予防接種対象者のデータを抽出する機能 ②登録照会機能 : 予防接種を実施した者の記録を登録、照会する機能 ③帳票の発行機能 : 予診票の発行や、予防接種証明書の発行機能 ④統計機能 : 予防接種の種類ごとの実施人数、未接種者数を検索する機能 ⑤庁内連携機能 : 住民情報システムと連携し、転入、転出等の情報がシステムに反映される機能					
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム					

[]その他 (

3. 特定個人情報ファイル名					
予防接種台帳ファイル	予防接種台帳ファイル				
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定)				
5. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定				
②法令上の根拠					
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	品川区保健予防課				
②所属長	保健予防課長 舟木 素子				
7. 他の評価実施機関					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 予防接種台帳ファイル 2. 基本情報 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> へ 展 が 放 ノ 1) 1万人 未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ③対象となる本人の範囲 ※ 品川区任意予防接種費用助成要綱に定められている対象者で、個人番号を有する者 その必要性 任意予防接種の対象者を把握し、任意予防接種に関する事務を行う上での基礎として利用するため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等)] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ 「 】地方税関係情報 「O]健康·医療関係情報 Γ 〕国税関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 []学校·教育関係情報] 災害関係情報 [〇]その他 (予防接種履歴情報) 【個人番号】 対象者の特定のため 【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。 その妥当性 【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合せのため。 【健康·医療関係情報】【障害者福祉関係情報】【生活保護·社会福祉関係情報】 任意予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。 【その他(予防接種履歴情報)】 任意予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため 全ての記録項目 別添1を参照。

平成28年1月予定

保健予防課

⑤保有開始日⑥事務担当部署

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※		[]本人又は本人の代理人			
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、障害者福祉課)			
		[]行政機関・独立行政法人等 ()			
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()			
		[]民間事業者 ()			
		[]その他()			
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
②入手方法	±	[〇]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム			
	4	[]情報提供ネットワークシステム			
		[]その他()			
③使用目的	ሳ ※	任意予防接種対象者の管理、各種申請書への記載、任意予防接種に関する事務の基礎情報とするため			
	使用部署	保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター			
④使用の当	使用者数	<選択肢>			
		品川区任意予防接種費用助成要綱に基づく、予防接種の実施			
		1. 任意予防接種対象者の接種履歴等の管理			
⑤使用方法	*	2. 任意予防接種対象者への案内送付			
		3. 予診票の発行 4. 予防接種証明書の発行			
		予防接種台帳に個人番号を記載するため、予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基 に対象者を特定し、システム側で突合する			
⑥使用開始日 平成28年1月1日		平成28年1月1日			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件			
委託事項1		予防接種システムの保守			
①委託内容		予防接種システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、システムの定期診断等			
②委言	<選択肢>委託先における取扱者数[10人未満] (3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
③委託先名		日本コンピューター株式会社			
—	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託事項2~5					
委託	事項6~10				
委託	事項11~15				
委託	事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件	[]移転を行っている ()件				
旋浜・移転の有無	[〇]行っていない					
提供先1						
①法令上の根拠						
②提供先における用途						
③提供する情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択版 1)1万人 2)1万人] 3)10万ノ 4)100万 5)1,000	5> .未満 .以上10万人未満 人以上100万人未満 「人以上1,000万人未満 万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲						
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 専用線				
6 6 提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
	[] フラッシュメモリ	[]紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度						
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						

移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	[<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 3)10万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲				
⑥移転方法	[] 庁内連携システム[] 電子メール[] フラッシュメモリ[] その他 ([] 専用線[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[] 紙)		
⑦時期·頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				
6. 特定個人情報の保管・	消去			
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ※ サーバへのアクセスは個人ID/パスワードによる認証が必要となる。 申請書については、鍵付の倉庫に保管する。			
7. 備考				

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目
<予防接種システム>
1. 宛名番号
2. 個人番号 3. 漢字氏名 1.
4. かな氏名
5. 生年月日
6. 年齢 7. 性別
7. 1至別 8. 住登外者情報
9. 郵便番号
10. 住所
11. 電話番号 12. 接種名称
13. 接種数(期•回数)
14. 接種区分
15. 接種種別 16. Lot番号
17. 接種量
│18. 登録日
19. 接種日 20. 接種医療機関
20. 接種医療機関 21. 予診票発行情報
22. 依頼書発行情報
24. 自己負担区分 25. 生活保護等受給者情報
26. 公害被害対象者情報
27. 障害者情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・予防接種システムにログインする際、IDとパスワードの入力が必要となり、特定の職員や作業従事者の み照会できる ・申請書の内容や本人確認書類を照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める

リスクに対する措置の内容

・予防接種システムにて対象者を検索する際、生年月日、氏名、住所等で照合し、対象者以外の情報の 入手防止に努める

・庁内連携システムとの連携は、インタフェース仕様に基づき、対象者以外の情報や必要外の情報は入 手しない

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で入手が行われるリスク>

- ・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。
- 予防接種システムにアクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。

< 入手した特定個人情報が不正確であるリスク>

- ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認する。
- ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。
- <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク>
- 個人情報の記載のある文書は、鍵付の書庫に保管する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

予防接種システムでは、管理者が職員ごとにアクセスできる項目を定めており、許可された者が許可され リスクに対する措置の内容 た項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 〈選択肢〉 ユーザ認証の管理 Γ 行っている 1) 行っている 2) 行っていない 具体的な管理方法 システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っている。 その他の措置の内容 人事異動があった場合や権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従業者が事務外で使用するリスク>

- ・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。
- ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、情報管理安全対策実施手順を遵守するよう指導する。 < 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>
- ・予防接種システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。
- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。
- ・予診票を印刷する際に、データの抽出を行う際は、利用可能な操作者を限定している。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ノアイル	の取扱いの安託			[] 安託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定	[定めている		<選択肢>) 定めている	2) 定めていない		
	る 。	:個人情報を第3	E者に漏らしてはならない。ま	た契約期間満了後も同様とす		
		部を許可なく複写	よし、または複製してはならな	してはならない。 い。許可を受けて複写または複 いように処分しなければならな		
規定の内容	損等の事故を防止しなければ	ばならない。		ってあたり、個人情報の消滅、き 人情報を直ちに返還しなければ		
	委託事務の処理に関して指	示を与えることだ ちに委託者に対	ができる。 して通知するとともに、遅滞な	をし、必要な報告を求め、またはなくその状況を書面をもって報告		
再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保	[再委託していない	1 1	〈選択肢>) 特に力を入れて行っている) 十分に行っていない	n 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
具体的な方法						
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である	J 1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリ	スク及びそのリ	スクに対する措置			
_						
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	近にた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が	行われるリスク		∕ 2831⊟ 6+ \			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[(選択肢>)定めている	2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<u>5</u>					
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[J 1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(る措置	委託や情報提供ネットワークシ	、ステムを通じた	提供を除く。)におけるその作	也のリスク及びそのリスクに対す		

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[0] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行材	つれるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2:不正な提供が行われ	るリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	ドそのリ		

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定·周 知		[十分に	行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	こいる 2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
その他の措置の内容		【技術的対策】 ・ウイルス対策ソ	は、情報を復え ひた導入し、5	えできない 定期チェッ	ように処置した上で廃棄す クを行うとともに、ウイルス ールを導入している。	⁻ る。 パターン更新も随時行っている。
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

8. 監査									
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査					
9. 従	9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	」 <選択肢> 1)特に力を入∤ 3)十分に行って	1て行っている 2) 十分に行っている こいない					
	具体的な方法	いる。 ・違反行為を行った者に対してに ・セキュリティ事故の情報を課内	報保護条例に基づき個人情 よ、都度指導の上、違反行; で共有するため、全員に回	「報の保護を図るよう秘密保持契約を締約 為の程度によっては懲戒の対象となりうる					
10. ₹	10. その他のリスク対策								
-									

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健計画担当					
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。					
③法令による特別の手続)法令による特別の手続 ー					
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_					
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先	8先 「1. ①請求先」と同じ					
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価							
①実施日	平成27年10月20日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】							
①方法							
②実施日・期間	_						
③主な意見の内容							
3. 第三者点検 【任意】							
①実施日	_						
②方法	_						
③結果	_						

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明